

両立支援等助成金

令和4年10月から改正育児・介護休業法が施行され、男性の育児休業の取得促進が注目されています。両立支援等助成金は、育児や介護、不妊治療等との両立を企業等が支援したことに対し、助成金を支給するものです。

出生時両立支援コース（子育て/パパ支援助成金）（生産性要件を満たした事業主はく >の額を支給）

【第1種】 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得させた中小事業主に支給する。

代替要員加算：男性労働者の育児休業期間中に代替要員を新規雇用（派遣を含む）した場合

【第2種】 第1種助成金を受給した事業主が男性労働者の育児休業取得率を3年以内に30%以上上昇させた場合

第1種	育児休業取得：20万円	代替要員加算：20万円（3人以上45万円）
第2種	育児休業取得率の30%以上上昇	1年以内達成：60万円<75万円>、2年以内達成：40万円<65万円>、3年以内達成：20万円<35万円>

介護職確保防止支援コース（生産性要件を満たした事業主はく >の額を支給）

介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就業形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に支給する。

- ①介護休業：対象労働者が介護休業を合計5日以上取得し、復帰した場合
- ②介護両立支援制度：介護のための柔軟な就業形態の制度(\*)を導入し、合計20日以上利用した場合(\*) 介護のための在宅勤務、法を上回る介護休暇、介護フレックスタイム制、介護サービス費用補助等)
- ③新型コロナウイルス感染症対応特例：新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために特別休暇を取得した場合

① 介護休業	休業取得時：28.5万円<36万円>、職場復帰時：28.5万円<36万円>
② 介護両立支援制度	28.5万円<36万円>
③ 新型コロナウイルス感染症対応特例	(労働者1人あたり)5日以上10日未満：20万円、10日以上35万円

育児休業等支援コース（生産性要件を満たした事業主はく >の額を支給）

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った事業主（①～④は中小企業事業主）に支給する。

- ①育休取得時 ②職場復帰時：「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業（3か月以上）の取得・復帰に取り組んだ場合
- ③業務代替支援：3か月以上の育児休業終了後、育児休業取得者が原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣を含む）又は代替する労働者への手当支給等を行い、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合
- ④職場復帰後支援：法を上回る子の看護休暇制度(A)や保育サービス費用補助制度(B)を導入し、労働者が職場復帰後、6ヶ月以内に一定以上利用させた場合
- ⑤新型コロナウイルス感染症対応特例：小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た場合

① 育休取得時	28.5万円<36万円>	※①②各2回まで（無期雇用者・有期雇用者 各1回）
② 職場復帰時	28.5万円<36万円>	
③ 業務代替支援(1人あたり)※10人まで	ア：新規雇用(派遣を含む)47.5万円<60万円>、イ：手当支給等10万円<12万円>有期労働者加算9.5万円<12万円>	
④ 職場復帰後支援	28.5万円<36万円>A 看護休暇制度：1,000円<1,200円>×時間、B 保育サービス費用：実支出額の2/3補助	
⑤ 新型コロナウイルス感染症対応特例	1人あたり5万円 ※10人まで（上限50万円）	

不妊治療両立支援コース（生産性要件を満たした事業主はく >の額を支給）

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度(\*)の利用しやすい環境整備に取り組み、企業トップが制度の利用促進についての方針を労働者に周知し、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得又は利用させた中小企業事業主に支給する。

(\*)不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、所定外労働制限、時差出勤、短時間勤務、フレックスタイム制、テレワーク

- ①環境整備、休暇の取得等
  - ・不妊治療と仕事との両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任するとともに、不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズの把握、利用可能な制度及び制度の利用を促進する旨の企業トップの方針の周知を行うこと
  - ・両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、「不妊治療支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）以上労働者に取得 又は利用させたこと
- ②長期休暇の加算
  - ・休暇制度を20日以上連続して取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

① 環境整備、休暇の取得等	28.5万円<36万円>
② 長期休暇の加算	28.5万円<36万円>

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主に支給する。

- ・対象となる労働者：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の女性労働者（雇用保険被保険者に限る）
- ・対象期間等：令和3年4月1日～令和5年3月31日（注）注：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

※上記に加えて、上記の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を5日以上労働者に取得させた事業主に対する助成金（15万円（1回限り））を設けている（労災協定）

労働者1人あたり	28.5万円<5人まで>
----------	--------------